

2018年8月

投資家の皆様へ

マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社

「マニュライフ・アジア・オセアニア小型成長株ファンド」
ファンド名称変更予定のお知らせ

平素は弊社ファンドに格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび「マニュライフ・アジア・オセアニア小型成長株ファンド」につきまして、下記の通りファンドの名称変更を予定していることをお知らせいたします。なお、今回の変更に伴い、ファンドの運用方針、運用プロセス、商品性などが変更になるものではありません。

今後ともより一層のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 変更内容

ファンド名称

| 変更前 | 変更後 |
|---------------------------|-------------------------|
| マニュライフ・アジア・オセアニア小型成長株ファンド | マニュライフ・アジア経済圏・小型成長株ファンド |

愛称

| 変更前 | 変更後 |
|-----|------------|
| なし | グローイング・アジア |

日本経済新聞掲載名

| 変更前 | 変更後 |
|--------|--------|
| アジオセ小型 | アジア小型株 |

2. 変更日

2018年9月7日

以上

投資リスク(詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。)

当ファンドは、ルクセンブルグ籍外国投資法人「マニユライフ・グローバル・ファンドーアジア・スモール・キャップ・エクイティ・ファンド」(米ドル建て)への投資を通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。**投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。**

基準価額の主な変動要因として、○株価変動リスク、○為替変動リスク、○信用リスク、○流動性リスク、○カントリーリスク等があります。基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 一度に相当額の一部解約の申込みがあった場合や、市場環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券等を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- 大口換金については、委託会社の判断により制限を設ける場合があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|---|
| 購入時手数料 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.78%(税抜 3.5%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じて得た額をご換金時にご負担いただきます。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | |
|------------------|--|
| 実質的な運用管理費用(信託報酬) | ファンドの純資産総額に対して 年率 1.9366%(税込)程度 となります。 ※ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率 1.5066%(税抜 1.395%)に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率 0.43%程度)を加算した投資者が実質的に負担する信託報酬率の概算値です。投資信託証券の組入状況等によって、ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)は変動します。 |
| その他の費用・手数料 | 法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、毎日のファンドの純資産総額に対して、合理的な見積率 (上限年率 0.2%(税込)) を乗じた額をその費用の合計額とみなして、実際の費用に関わらずファンドからご負担いただきます。組入る有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。これらの費用は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。 |

※ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

【委託会社ならびにファンドの関係法人】

- 委託会社: マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社(設定・運用等)
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第433号
加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会
ホームページ <http://www.mamj.co.jp/>
- 受託会社: 三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の保管および管理等)
- 販売会社: 次頁の販売会社一覧をご覧ください。(募集・換金の取扱い・目論見書・運用報告書の交付等)

販売会社一覧

| 販売会社名 | 登録番号等 | 加入協会 |
|--------------|----------------------------|--|
| 株式会社イオン銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 633 号 | 日本証券業協会 |
| いちよし証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 24 号 | 日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 |
| エイチ・エス証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 35 号 | 日本証券業協会 |
| エース証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第 6 号 | 日本証券業協会 |
| 株式会社 SBI 証券 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 極東証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 65 号 | 日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 高木証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第 20 号 | 日本証券業協会 |
| 立花証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 110 号 | 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 |
| PWM 日本証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 50 号 | 日本証券業協会 |
| フィデリティ証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 152 号 | 日本証券業協会 |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 165 号 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 |
| 丸八証券株式会社 | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第 20 号 | 日本証券業協会 |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 195 号 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 |

ご留意いただきたい事項

- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなります。
- 当資料は、マニュアル・アセット・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。投資信託の購入のお申込にあたっては、取扱い販売会社より最新の投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断下さい。
- 投資信託は、預金等や保険契約と異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。